

営繕工事特記仕様の説明書

目 次

第1	施工体制台帳.....	1
第2	建設業退職金共済制度.....	1
第3	施工計画書.....	2
第4	コリンズ（CORINS）への登録.....	2
第5	保険の付保及び事故の補償.....	2
第6	個人情報の保護.....	3
第7	個人情報の漏えい等による損害賠償.....	3
第8	社内検査.....	3

平成28年3月

船橋市建設局建築部建築課

第1 施工体制台帳

- 1 受注者は、施工体制台帳に係る書類について、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付国官技第70号、国営技第30号）により作成し工事着手までに監督員に提出しなければならない。
また、施工体制に変更が生じた場合は、そのつど提出しなければならない。
- 2 受注者が各技術者に着用させる名札は、下記を参考とする。

監理（主任）技術者
氏名
工事名
工期
写真 2cm×3cm 程度
会社 ○○○○建設㈱ 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

- 3 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成26年6月4日改正法律第55号）第13条第2項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- 4 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。
ただし、詳細になりすぎないように留意する。

第2 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度の普及徹底を図るため次の事項を遵守するものとする。

- (1) 請負契約額の増額変更があった場合等、共済証紙を追加購入した場合には掛金収納書（発注者用）を工事完成時までに発注者に提出しなければならない。
- (2) 工事請負契約締結後1カ月以内に掛金収納書（発注者用）を提出できない場合には、その理由を記載した書面を発注者に提出するとともに、共済証紙を購入した場合には掛金収納書（発注者用）を速やかに発注者に提出しなければならない。
- (3) 共済証紙を購入しない場合には、工事請負契約締結後原則1カ月以内にその理由を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- (4) 工事の施工にあたっては、以下の書類を作成するとともに、監督職員及び工事検査時における検査職員の求めに応じ、作成した書類を提示しなければならない。

- (7) 退職一時金制度一覧表（加入している退職一時金制度が証明できる資料を添付）
- (イ) 共済証紙受払簿
- (ウ) 共済証紙貼付実績表
- (5) 工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

第3 施工計画書

受注者は、自ら立案実施した創意工夫（事故防止対策における安全活動含む）及び技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に施工計画書に記述すると共に、実施状況の説明資料として工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

第4 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第5 保険の付保及び事故の補償

受注者は、本工事着手前に、工事目的物や工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険・土木工事保険・組立保険・火災保険等）、工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険（請負業者賠償責任保険等）に必ず加入しなければならない。なお、第三者への保険については、対人賠償はひとりにつき 2 億円、一事故につき 5 億円、対物賠償は一事故につき 3 億円を最低填補限度額とすること。また、建設機械器具に生じる損害を填補する保険（動産総合保険・機械保険等）、運送中の工事材料や建設機械器具等に生じる損害を填補する保険（貨物海上保険・運送保険等）、工事作業員の身体傷害を填補する保

険（法定外労災補償・労働災害総合保険・傷害保険等）等には、必要に応じ加入すること。

第6 個人情報の保護

受注者は、工事を施工するに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 工事目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 工事を施工するために発注者から提供され又は受注者が作成又は取得した個人情報が記録された文書等を、工事が完成したときは直ちに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 工事に従事する者に対し、工事に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) この条に違反する事態が生じ、生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

第7 個人情報の漏えい等による損害賠償

受注者は、受注者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。

第8 社内検査

受注者は、監督職員と協議のうえ、次の各号により社内検査を行なわなければならない。

- (1) 社内検査に従事する者（以下「社内検査員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に社内検査を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

- (2) 社内検査員は、当該工事に従事していない社内の者とする。
- (3) 社内検査は、契約図書及び関係図書に基づき、安全、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 社内検査員の資格は5年以上の現場経験を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。